

妙高市定住促進通学費貸与制度の返還について

●制度について

妙高市定住促進通学費貸与制度は、遠距離にある大学等への通学に要する資金をお貸しし、若者が市内で生活し市民及び地域社会と関わる機会を増やすことで、若者の定住の促進及び地域社会を担う人材の確保を図ることを目的とする制度です。補助制度とは違い、資金を返還していただく必要がありますので、制度の仕組みをご理解いただいた上でお申込みいただきますようお願いいたします。

●返還方法

①返還開始日

貸付を終了した月の翌月から6か月経過した後の月（3月に貸付を終了した場合は10月）から返還開始となります。

②返還期間

4年以上8年以内の期間で返還となります。借用期間に応じて返還年数が異なりますので、ご注意ください。

| 借用期間 | 返還年数 |
|---------------|------|
| 2年半未満 | 4年 |
| 2年半以上 3年未満 | 5年 |
| 3年以上 3年半未満 | 6年 |
| 3年半以上 4年未満 | 7年 |
| 4年以上 | 8年 |

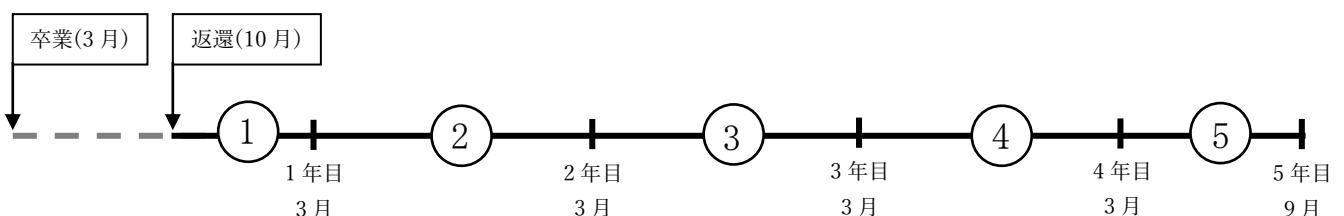
ただし、貸与した資金は、4年を下回らない年数でいつでも繰り上げて返還することができます。（⑦繰り上げ返還を参照ください。）

③返還方法

返還明細書（様式第8号）で年賦、半年賦、月賦返還のいずれかを選択していただきます。

| 割賦方法 | 返還回数 (返還期間が4年の場合) |
|----------------|---|
| 年賦 (年1回) | 5回（返還開始が年度当初の場合は4回） ※3月に貸付終了の場合、返還開始が年度途中の10月から始まることから、4年分を5回に分けて返還いただきます。 |
| 半年賦 (半年に1回) | 8回 |
| 月賦 (毎月1回) | 48回 |

※納期は年度区切りとなるため、年賦においても返還開始が10月の場合は初年度と最終年度は実質半年賦でのお支払になります。



④お支払方法

資金の返還は、ご自宅あてに送付する納入通知書（請求書）によりお支払いください。お支払いの期限は納入通知書（請求書）記載されていますので、ご確認ください。

⑤返還猶予

次に該当する場合は、願い出により返還を猶予することができます。希望する場合は、**妙高市定住促進通学費返還猶予願（様式第 10 号）**に必要事項を記入の上、下記の書類を添えて提出してください。願い出を受け付け後、審査し、結果を通知します。

| 願い出の事由 | | 証明書の種類 | 発行者 |
|------------------|------------|---|---------------------|
| 災害又は傷病によるもの | 災害 | 罹災証明書 | 市（自然災害） 消防署長（火災） |
| | 傷病 | 診断書（発行から 2 か月以内） ※就労困難、加療開始期又は発症時期の記載があること | 医師・病院長 |
| その他やむを得ない事由によるもの | 在学・留学 | 在学証明書又は入学許可書 ※外国の大学等の場合は日本語訳を添付すること | 大学校長等 |
| | 産前・産後・育児休業 | 休業証明書 ※休業中の給与、休業期間、休業事由が記載されていること | 勤務先 |
| | 無職・未就職 | 求職受付票の写しまたは求職活動中であることが分かる書類の写し （発行から 4 ヶ月以内） | ハローワーク 求職先等 |
| | その他 | 個別にご相談ください。 | |

⑥返還免除

次に該当する場合は、願い出により資金の一部の返還を免除することができます。希望する場合は、**妙高市定住促進通学費返還免除願（様式第 12 号）**に必要事項を記入の上、下記の書類を添えて提出してください。願い出を受け付け後、審査し、結果を通知します。

| 願い出の事由 | 証明書の種類 |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 返還期間中に当市に居住し、かつ就業しているもの（2/3 減免） | 妙高市定住促進通学費返還免除現況届（様式第 14 号） |

【注意事項】

- ・免除額の効力の範囲は、願い出のあった年度以降の返還額となります。**ただし、繰り上げ返還分については適用されません。**
- ・免除しようとする額に 1,000 円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額を免除します。
- ・**一度免除が決定しても、その後の要件を満たさなくなった場合は免除を停止するほか、虚偽の申告等、悪質とみなした場合は免除を取り消します。その場合、免除額の全部または一部を請求します。**
- ・延滞している場合は返還免除の対象になりません。延滞している場合、延滞を解消してから願い出てください。

⑦繰り上げ返還

資金はいつでも全部または一部を繰り上げて返還することができます。希望される場合はご連絡ください。

【注意事項】

・免除額の効力の範囲は、願い出のあった年度以降の返還額となります。ただし、繰り上げ返還分については適用されません。

⑧返還を滞納した場合

返還を延滞した場合は、状況に応じて次のとおりとなりますので、返還が難しい状況に陥った場合は、事前にご連絡ください。

◆延滞金の発生

正当な理由がなく返還を怠った場合は、延滞元金に年 14.6 パーセントの割合を乗じて得た額を、返還期日の翌日から延滞している日数に応じてお支払いいただきます。

※ただし、延滞金の額が 100 円未満のとき及び 100 円を超える延滞金の確定金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※うるう年も、年 365 日当たりの割合として算出します。

◆催促など

本人に対し、文書または電話等による催促を行います。それでもなお返還されない場合は、連帯保証人や保証人へ請求・催促を行います。

最終的に、民事訴訟法による法的措置を執らせていただくこともあります。その場合、手続きにかかった費用は全額返還者の負担となります。

⑨申請内容に変更が生じた場合

本人、連帯保証人または保証人の氏名・住所・その他の重要な事項に変更があった時、もしくは各種願い出の内容に変更が生じたときは、通学に係る届出書（様式第 5 号）の提出が必要となりますので、すみやかにご連絡ください。